

どなたでもご参加いただける公開企画です。
皆様のお越しをお待ちしております。

10月運営会議

- 日時 10月20日（木）13：15～15：15
- 場所 主婦会館プラザエフ5階会議室
- テーマ 消費者被害の救済

○ねらい

10月1日に消費者裁判手続特例法が施行されます。これまで、消費者被害の防止は、消費者相談・あっせんなど、主に消費者行政によって対応がとられてきました。他方、消費者団体においては、一部の団体が消費者相談やADRの取り組みを重ねてきたことに加え、2006年に消費者団体訴訟制度が導入されましたが、事業者の不当な行為に対する差止請求にとどまっていた。

こうした中、今般の消費者裁判手続特例法の施行により、特定適格消費者団体による集団的消費者被害の回復が可能となり、少額多数被害の救済に道が開かれることとなります。あらためて、消費者被害の救済の手段には現状どのようなものがあるのか全体像を整理し、さらなる実効性の確保に向け、対応が求められる課題について検討します。

○プログラム

時間	内容	スピーカー
13：15～13：20（5分）	開会挨拶	全国消団連共同代表
13：20～13：40（20分）	消費者被害回復の手法ってどんなものがあるの？（全体像のおさらい）	磯辺浩一さん（消費者機構日本専務理事）
13：40～14：00（20分）	消費者裁判手続特例法の概要	消費者庁消費者制度課
14：00～15：00（60分）	パネルディスカッション「消費者裁判手続特例法を活用し、消費者の被害回復を進める上での課題とは」	<パネリスト> 村千鶴子さん（東京経済大学教授） 西尾由美子さん（東京都消費生活総合センター 消費生活専門課長） 佐々木幸孝さん（弁護士） <コーディネーター> 磯辺浩一さん（消費者機構日本専務理事）
15：00～15：10（10分）	「消費者被害防止救済基金（仮称）」の紹介	河野康子さん（全国消団連共同代表・事務局長）
15：10～15：15（5分）	閉会挨拶	全国消団連共同代表

○会場地図



10月運営会議

テーマ：消費者被害の救済

日時 10月20日(木) 13:15~15:15
場所 主婦会館プラザエフ5階会議室

申し込み締め切り：10/19(水)



参加申込書

団体名	連絡先(TEL)

参加者名

※お預かりいたしました個人情報には責任をもって管理し、本運営会議の目的外には使用いたしません